

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第八六号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、栄養教諭の制度を創設し、栄養教諭を小中学校等に置くことができるとともに、その職務、免許、身分、定数、給与費の負担等について定めること。
- 二、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師養成を目的とするものの修業年限を六年とすること。
- 三、この法律は平成十七年四月一日から施行すること。ただし、薬学を履修する課程の修業年限に関する規定は平成十八年四月一日から、栄養教諭の免許制度に関する規定は平成十六年七月一日から施行すること。